

載 著作権と情報システム

第 61 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案(25)

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

[4] 比較検証

(2) 通産省案と文化庁案(25)

「レーヒ・スミス米国特許法」におけるグレースピリオド制と先使用の拡大【10】

そして、273 条にはそれ以外のいくつかの先使用の抗弁が規定されている。

(c) 薬事審査など安全性や有効性を確認する販売前行政審査のために商業的販売や使用をすること、また、非営利研究機関や大学、病院などの非営利団体による公衆を対象とした商業的な使用は、商業的使用であっても、侵害の抗弁を有する。これは、日本に比べて短いものの、薬品の開発において薬事審査に時間を要することや、商品の安全性を監視する政府や NGO などの活動を支える目的があるものとも考えられる。また、米国司法省による積極的な要請があったと言われている。

引用・参考文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法 (第 2 版)」中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス, トーマス・V. ウイルソン, ディーヴィッド・I. ウァイゲル, ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年